地域支援員(玖島地区活性化担当)募集中！！

申込締切　令和８年１２月２２日（火）

１名



甘日市市は、広島県の西部に位置するまちで、南は瀬戸内海に面しています。沿岸部（甘日市地域、大野地域）の人口は、ほぼ横ばいで推移していますが、中山間地域（佐伯地域、吉和地域）では、少子高齢化・人口減少が続いています。

中山間地域にある玖島地区では、平成２７年に閉校になった玖島小学校の跡地に開設された玖島の里づくり交流拠点施設を中心に地域の活性化に取り組んでいます。

玖島地区の皆さんが将来にわたって安心して暮らし続けられるように、地区の方と一緒に活性化の取組にチャレンジする仲間を募集します！

ちょうどいい、みつけた。

甘日市市

はつかいちし

地域支援員とは？

中山間地域で、地域情報の発信や地域おこし活動の支援、地域内外の交流を促進することで、地域力の維持･強化の取組を行う人。
総務省の「地域おこし協力隊」と「集落支援員」の制度を活用した廿日市市独自の職です。
※　専門的な資格･知識･経験を有している場合は、「**主任地域支援員**」として任用する場合があります。

玖島地区活性化担当の活動内容



①SNS等を活用した玖島地区に関する効果的な広報活動

ホームページやInstagramなど、様々な媒体を活用して玖島地区の情報発信を行う

②関係人口の拡大につながる地域内外の交流促進

地域外の住民にも玖島地区に訪れてもらえる事業を企画する

③事業所や地域活動団体などと連携した地域活動（事業）の企画･実施

校舎２階活用事業者をはじめとする、玖島地区の事業者や営農者、各種団体と連携した事業を企画する



④コミュニティビジネスの拡大･企画

玖島の里づくり交流拠点施設内にある農産加工所などを活用し、コミュニティビジネスの拡大を図る

⑤玖島の里づくり交流拠点施設を活用した事業の企画･実施

玖島の里づくり交流拠点施設を地域の中心として活用できる事業の企画･実施

⑥玖島地区の地域活動への参画

地域住民と協働し、夏祭りなどの地域行事に参画する

⑦玖島地区のビジョンの活動支援

玖島地区を守り、活力を創出するためのビジョンの実現に向けた活動を支援する

１日のスケジュール

例１
8:30　出勤
9:00　SNS記事の作成･投稿
10:00　玖島で地域コミュニティとミーティング
12:00　カフェ玖島学園でお昼休み
13:00　イベントの企画･準備
16:00　佐伯支所に戻って事務作業
17:15　終了

例２
11:00　出勤
11:30　撮影した写真の整理
12:00　佐伯支所でお昼休み
13:00　玖島で関係事業者とミーティング
18:00　地域の役員会に参加
19:45　終了

任期満了後の活動事例

●佐伯地域で起業（アップサイクルショップの経営･FMはつかいちパーソナリティ）【20代女性】
●宮島で起業（パン屋経営）【40代女性】
●佐伯地域で起業（セレクトショップ）【30代男性】

募集内容の詳細や
申込書のダウンロード
(廿日市市ホームページ)



募集の内容



応募条件

- 新しい視点で企画立案ができ、多世代とコミュニケーションがとれる人
- SNSやオンラインを活用した、情報発信ができる人
- 中山間地域における活動に意欲を持って取り組むことができる人
- 協調性があり、「報告･連絡･相談」ができる人
- パソコン（Word、Excelなど）、SNSなどの一般的な操作ができる人
- 普通自動車運転免許を取得している人
- 地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当しない人

勤務条件等

任用形態	廿日市市会計年度任用職員（地域支援員または主任地域支援員）
任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで ※任用期間中の勤務実績に基づく能力の実証等により、翌年度に再度の任用を行う場合があります（最長３年まで延長可能）。 ※４月１日からの勤務が難しい場合は相談に応じます。
報酬 (地域手当相当含む)	【地域支援員】月約284,000円 【主任地域支援員】月約293,000円
期末勤勉手当	【地域支援員】年間約720,000円 【主任地域支援員】年間約744,000円 （初年度） 【地域支援員】年間約1,113,000円 【主任地域支援員】年間約1,145,000円 （２年度） ※支給対象：週20時間以上勤務かつ任用期間6月以上 支給率：年4.65月（初年度は実質年3.0月）
通勤手当	通勤距離が２ｋｍ以上の場合、市の規定に基づき支給
社会保険など	厚生年金保険、健康保険、雇用保険等に加入、災害補償あり
勤務地	廿日市市佐伯支所
勤務日数など	週３１時間（週４日～５日程度） ※再度の任用を行った場合、週２５時間から３５時間の範囲での勤務時間となります。
休日	土曜日･日曜日･祝日･年末年始 ※行事や会議などにより、土曜日･日曜日･祝日や夜間の勤務となる場合があります。
休暇	年次有給休暇12日（週４日勤務で４月１日採用の場合）、特別休暇（夏季休暇等）ほか ※その他市の規定で定める休暇
条件付採用	１か月間（試用期間に相当するもので、再度の任用時も同様）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する各規定を適用

※報酬及び期末手当は、給与改定などにより支給額が増減する場合があります。

補助制度など

活動費	年度ごとに予算の範囲内で、旅費、消耗品費、研修費、広報費などに使える活動費があります。（６０万円程度）
住居	廿日市市外から廿日市市内に転入される場合又は廿日市市内の現住居から佐伯地域へ転居される場合で、賃貸物件への住居が必要な方に対して、市の支援があります。 ※ 事前の相談が必須です。
起業支援補助制度	地域支援員又は地域支援員であったものが、一定の要件を満たして、廿日市市内で起業する場合、予算の範囲内で起業に係る経費の一部を補助する制度があります。

選考日程及び採用までの流れ

令和８年１１月１６日（月）	**採用試験申込みを受け付け開始。**
令和８年１２月１０日（木） １３：３０～ 会場　玖島の里づくり交流拠点施設 （廿日市市玖島4323番地）	**募集説明会・施設見学会** 参加を希望する方は、１２月８日（火）までに「名前」「住所」「電話番号」「オンライン参加の有無」を必ずご記入の上、メールにてご連絡ください。 ※　オンライン参加は、募集説明会のみ可能です。
令和８年１２月２２日（火） 【必着】	**採用試験申込みを締め切ります。**
令和８年１２月下旬	**１次選考** 書類選考し、合否の結果は１２月下旬に申込者全員に文書を発送します。
令和９年１月１７日（日）	**２次選考** プレゼンテーション・個人面接試験を実施し、合否の結果は受験者全員に文書で通知します。（採用が内定した方には、後日、採用に係る書類を送付します。）

※募集説明会及び施設見学会への参加は、合否に影響しません。
※採用決定は令和９年３月議会での予算決議後になります。ご了承ください。

申込書の記入方法など

- 記入は黒のボールペン（消せるボールペンは使用不可）を使用し、かい書で丁寧に記入してください。
- 申込書の所定の位置に写真（タテ４cm×ヨコ３cm）を剥がれないように糊で貼ってください。
 ※写真は、３か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身のもの（眼鏡を使用している人は眼鏡をかけた写真）を用意し、写真の裏面に氏名を記入してください。カラー・白黒いずれでも構いません。
- 年齢は、申込時の年齢ではなく令和9年4月1日時点の満年齢を記入してください。
- 連絡先は、携帯電話等の連絡がとれる連絡先を記入してください。記載内容等について、問い合わせる場合がありますので、着信には応答してください。
- 学歴は、中学校から最終学歴までを記入してください。中学校以外の修学区分は、該当するものを〇で囲んでください。
- 職歴は、会社のみでなく自営業やアルバイト等、学校卒業後の、直近５つまでの経歴を古いものから順に記入してください。
- 資格・免許は、取得見込みのものを含めて８つまで記入してください。
- 職歴や資格・免許は、「主任地域支援員」に該当するかの判断を行います。
- 申込書表面下段の欠格条項に該当しないこと及び記載事項に誤りがないことを確認し、所定の欄に署名（自筆）をしてください。
- 表裏もれなく記入してください。記入されていない場合は受付できません。
- 申込書等に記載された個人情報については、採用に関する事務の目的で使用します。
- 提出された書類は返却しません。

提出方法

折らずにそのままの状態で、下記の問い合わせ先に持参または郵送してください。

持参する場合は、受付時間内に提出してください。

郵送の場合は、角形２号（24㎝×33.2㎝）の封筒に「地域支援員募集申込」と赤色で記入し、提出書類（申込書）を全て同封して、簡易書留で郵送してください。（12月22日（火）必着　持参の場合は17時15分まで）

問い合わせ先

〒738-0292　広島県廿日市市津田１９８９番地（佐伯支所２階）
廿日市市　地域振興部　佐伯支所地域づくり係（中山間地域振興室）
☎(0829)72-1112　FAX (0829)72-0415　✉chusankan@city.hatsukaichi.lg.jp
（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時半から午後５時１５分まで）